

「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」実施要綱

1 趣 旨

鳥取労働局では、昨年策定した第12次労働災害防止推進計画（計画期間；平成25年度から平成29年度までの5年間）で、休業4日以上労働災害を15%以上減少させることを目標として各種対策に努めているところである。

鳥取県内の平成25年の労働災害は465人で、前年より2人（0.4%）減少したところであるが、鳥取西部の米子労働基準監督署（以下「米子署」という。）管内では227人で、前年より10人（4.6%）増加し、その割合では県内全体の48.8%を占めている状況にある。

また、平成26年は4月末時点において131人で、対前年同期比21人（19.1%）の増加となっており、中でも米子署管内では74人で対前年同期比13人（21.3%）の増加で、その割合は、県内全体の56.5%を占めていることから、今後の動向について誠に憂慮すべき現状にある。

この現状を打開すべく、今般、毎年7月1日から7日まで展開する全国安全週間（6月1日から30日まで準備期間）を目前にして、「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」を実施し、県西部地域における関係者が連携の上、労働災害を減少させるため、職場における危険・有害性又は安全の「見える化」の普及促進等の取組を積極的かつ効果的に推進するとともに周知・啓発活動を展開することとする。

2 実施期間

平成26年5月30日（金）～同年7月7日（月）

3 主唱者

鳥取労働局及び米子労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部、建設業労働災害防止協会鳥取県支部西部分会、建設業労働災害防止協会鳥取県支部日野分会、一般社団法人鳥取県西部建設業協会、一般社団法人鳥取県日野建設業協会、鳥取県西部クレーン建設業協会、鳥取県西部地区プレス災害防止協議会、米子地区建設業労働災害防止協議会、米子市建設業協議会、境港水産加工業労働災害防止協議会

5 協力者

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）

6 主唱者／協賛・協力者の実施事項

(1) 「鳥取西部地区緊急労働災害防止対策会議（26. 5. 30）」の実施及び出席

(2) 鳥取労働局長による「鳥取西部地区労働災害多発警報」の発令

(3) その他、全国安全週間及び準備期間中に実施する次の事項を励行する。

- ① 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- ② 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- ③ 安全パトロール等を実施する。
- ④ 安全講習会等を開催する。
- ⑤ 安全に関する標語等の募集を行う。
- ⑥ 安全衛生に係る表彰を行う。
- ⑦ 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- ⑧ 事業場の実施事項について指導援助する。
- ⑨ その他「鳥取西部地区緊急労働災害撲滅運動」にふさわしい行事等を行う。